

第4回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 事務局から事案について報告

- 審査会の主な意見等
不当な差別的言動に該当する場合において、とるべき措置に応じて客観的な証拠等をどう取り扱うかという観点も含め、引き続き検討すること。

- 事務連絡ほか